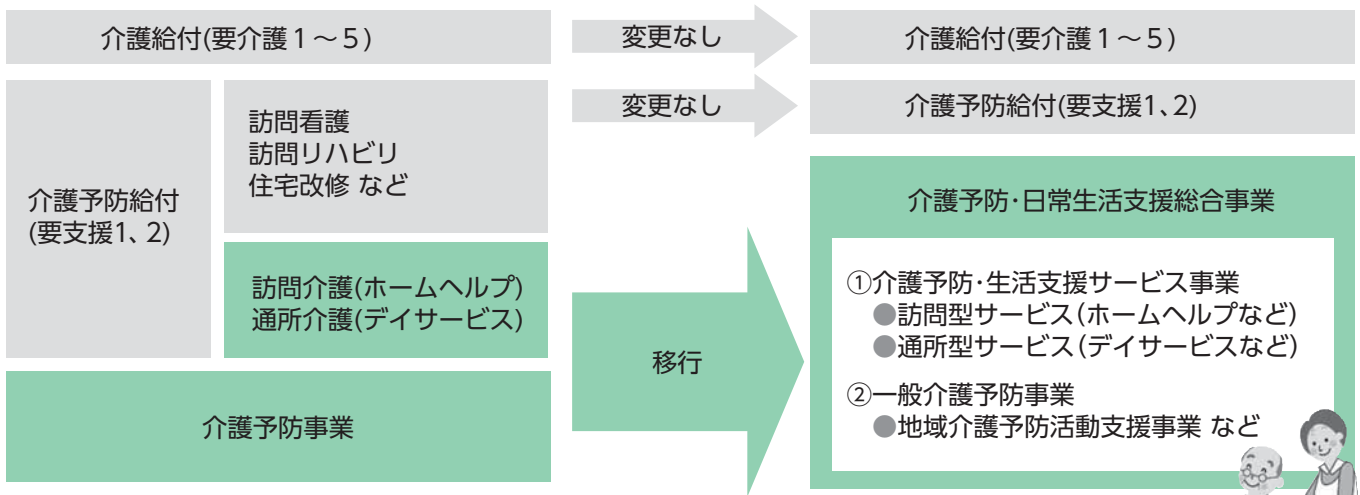




平成28年4月からスタート！ 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度において、これまで「要支援1、2」の認定を受けて利用していた「訪問介護(ホームヘルプ)」と「通所介護(デイサービス)」が市の事業に移行しました。本市では、住み慣れた地域で、なるべく介護を必要としない自立した生活を少しでも長く続けていただくため、これまでと同様のサービスのほか、多様なサービスを展開していきます。また、「サロン活動」や「通いの場づくり」など、地域での支え合いづくりを応援します。

これまでとの変更点



①介護予防・生活支援サービス事業

- ◆利用できる方 「要支援1、2」の方と、基本チェックリストで生活機能の低下が見られた方
- ◆サービス内容 高齢者の方々の日常生活の自立を目的とするサービス

訪問型サービス…ホームヘルパーなどが、高齢者の方々の状態や家族の状況に応じて、日常生活上の支援が必要な部分をお手伝いします

通所型サービス…通所介護施設などが、食事、健康管理、機能回復のための援助を行います。身体機能の改善に向けた、短期的な支援を行います

- ◆利用するには 申請が必要です。申請や相談は、長寿社会課の窓口(壱番館庁舎1階)または担当地区の地域包括支援センターで受け付けています。
- ◆利用料 「1カ月あたり」の利用料は、移行前と変わりません。加えて、「1回あたり」の利用料が新たに設けられました。これにより、利用回数の少ない方は、利用料が下がる場合があります。

②一般介護予防事業

- ◆利用できる方 65歳以上の方
- ◆内容 高齢者の方々が日常的に介護予防に取り組めるよう、地域でのサロン活動や通いの場づくりなどの活動支援や情報提供などを行います。役割と生きがいの持てる場づくりを応援します。詳しくは問い合わせください。

問 長寿社会課地域支援係 ☎364-1204